

市街化調整区域における規制を一部緩和しました



空家住宅の用途変更に係る許可基準の創設（提案基準21号）

★建物所有者（個人住宅）と移住者のニーズに柔軟に対応★

《空家の所有者》

手放したくないが賃貸して有効に活用したい。
（空家のままでは管理に困る...）

《移住者》

田舎でゆとりある家に住んでみたい。
古民家に住んでカフェがしたい！

今まで

- ・空家を貸す・借りることができない。
- ・空家を飲食店や事務所として使うことができない。



今後

- ・空家住宅を賃貸することが可能に！
- ・空家住宅に飲食店等を併設することが可能に！
〔 延床面積1/2以上が住宅であること
少なくとも幅4m以上の道路に面していること 〕

賃貸できません。
調整区域なので...

大切な持家なのに、
なぜ借家にはい
けないの？

新基準により許可を受けて
賃貸住宅や併用住宅に用途変更

広々とした家に賃貸
で住めて嬉しい！

既存ストックを
有効利用

